

期 間： 令和8年2月12日（木） 午後4時00分より

場 所： 真鶴町民センター 第3会議室

出 席 者： 瀨瀬 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
松野 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、上甲学校建設担当課長、
塩田 学校建設専任課長兼指導主事、
青木 課長補佐兼教育総務係長、大竹 社会教育係長、
書記：板川 主事

欠 席 者： 飯島 学校教育専任課長兼指導主事

傍 聴 者： 齋藤議員

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- (1) 真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正について
- (2) 真鶴町学校運営協議会設置規則の一部改正について
- (3) 町議会3月定例会提出の補正予算について
- (4) 町議会3月定例会提出の2026（令和8）年度当初予算について
- (5) 2026（令和8）年度真鶴町の教育方針・重点施策（案）について
- (6) 人事案件について
- (7) 人事案件について

3 報告事項

- 学校建設について
- 令和7年度2月行事報告・3月行事予定
- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

瀬瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和7年度真鶴町教育委員会2月定例会を開催いたします。

皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

瀬瀬教育長： 今日はお忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。早いもので、今年度もあと1か月半ぐらいになりました。日曜日は本当に大雪で真鶴も大変でした。月曜日の学校は2時間遅れで始めましたが、先生たちも子どもたちの登校の安全確保ということで、朝から一生懸命雪かきや氷かきをしてくださいました。本当に感謝をしております。昨日は町立体育館で「パラ卓球体験会」があったのですが、30名弱の参加がありました。日本肢体不自由者卓球協会の方が2人お見えになって、車いすで卓球をする。そんな体験をさせてもらいました。町からもピンポンクラブの方に15名ほど一緒に参加をしてもらって、80歳や90歳で卓球をやられている方が何人かいらっしゃるということで紹介されましたけど、すごく自分自身刺激を受けて、もっと頑張らないといけないなと思った次第でございます。

今日は最初に二点お話をしたいと思います。一点は、小学校の方で学校の決まりが少し改正になったという話を聞きました。どういう内容かという、細かいルールは知らないのですが、「シャーペンを使ってもいい」というふうになったのですか。岡田委員。

岡田委員： なったそうです。

瀬瀬教育長： そうですか。

岡田委員： どうして今までが駄目だったのかも何か少し疑問だし、逆に、何でそのラインで「ここは駄目なのに、ここがまたいいけど」と。どんな線引きなのかなとは、個人的には少し疑問に思ったのですが。

瀬瀬教育長： どういう細かいルールがあるか分からないのですが、何か子どもたちの方から要望が出て、それを先生たちが汲むような形で。ある6年生の子と話をしていたら、「変わったのですよ。」と言っていた

ので、「すごいね。」と言って。「でも、自分たちはもうすぐ卒業なんで、あまり使う機会ってないんですけど、でも、あと2か月間かけて、それがちゃんと定着するように僕たち頑張ります。」と言って、立派な6年生がいるなど、そんなふう感じた次第です。本当に子どもたちの主体性などを育てたいと我々は思っているのです、すごくそれを実践してくれているなど感じた次第です。

もう一点は、今日、学校の職員の異動に関しても一次内示がございまして、午前中に校長先生に伝えました。今日、正規の職員の異動についてお伝えをしたので、いよいよこれから来年度に向けての組織等を考えてもらえるのかなと思っております。このあと二次内示、最終内示と続いていきますが、来年度に向けたことがもう本格的に始まっているということでご報告いたします。今日も協議事項が盛りだくさんですが、どうぞよろしく願いいたします。今日は傍聴がお1人いるということで、齋藤議員お1人です。皆さん、傍聴はよろしいですか。お認めいただけますか。

全委員： はい。

瀬瀬教育長： では、傍聴者の入室を認めます。よろしく願いします。

【傍聴者入室】

瀬瀬教育長： はい。それでは傍聴は齋藤議員お1人。中に入ってくださいました。よろしく願いします。

それでは協議事項を次第に沿って進めてまいります。(1) 真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正についてご説明いたします。今年度、休館となっております中川一政美術館について、町長からは「運営方針の見直しと覚書の改正をして開館」。それが開館の条件となっております。11月10日の美術館運営審議会にて再開に向けての教育委員会の考え、中川一政作品にこだわらない作品の展示、収入源の確保、入館料の改定、館名の変更を諮問いたしまして、12月15日にその答申を受けたところです。その中で財源の確保につきまして、料金の見直しについても触れられておりました。今回は、その諮問を受けての改正となっております。それでは改正内容につ

いて、資料1にてご説明をいたします。別表（第5条関係）でございます。右側が改正前、左側が改正後となっております。改正前では料金区分が「18歳以上」「6歳以上～18歳未満」となっておりましたが、改正後は「18歳以上」「18歳未満」に改正します。前の美術館運営審議会で、義務教育ではない高校生についての観覧料の是非の話もありました。「次代を担う人たちには中川先生の作品に触れてほしい。」との思いから、高校生までは観覧料を無料といたしました。その上で通常展については、本町及び湯河原町の者で18歳以上一般1人につき「300円」を「400円」に、団体1人につき「250円」を「350円」、「6歳以上～18歳未満」一般1人につき「150円」を「18歳未満」に改めて「無料」にし、団体1人につき「100円」を「無料」にしました。通常展の上記以外の者で18歳以上一般1人につき「600円」を「800円」に、団体1人につき「500円」を「700円」に。「6歳以上～18歳未満」一般1人につき「350円」を「18歳未満」に改めて「無料」に、団体1人につき「250円」を「無料」にいたしました。特別展におきましては、「6歳以上～18歳未満」を「18歳未満」に改めました。表の下の備考をお願いします。右側の改正前の「6歳～」を削り、左側の改正後に「学生証の提示をもって」を加えました。この条例の施行日は令和8年4月1日となっております。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。料金の改定ということで、料金の値上げですが、18歳未満については無料にする形だと思います。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 今、課長がこれを説明される前に、町長からの開館の条件という話をされたと思いますが、その内容というのは教育行政の独立性など、そういう点からいって問題がない内容になっていますか。

清水課長： はい。町長からは「やはり今、美術館を開館するには多額の予算がかかっています。」と。そういう中での運営方法を見直しての財源確保と予算措置をしてほしいというところでしたので、そこにつ

きましては教育行政ではないかなと思います。予算面からのアプローチではないかなと思います。

瀬瀬教育長： いかがですか。これはこの前の美術館運営審議会でもある委員から言われましたが、町長がいくつか条件を出して、それがクリアできないと開館できないよというのは、今、瀧本委員が言われたような独立性に、町としておかしいのではないかとご意見があったので、我々もそういうふうを感じるころは、正直なところすごくあるということですね。ただし、最終的に開館は今課長から話があったとおり、お金が非常にかかる部分でもあり、収支が確かに。20,000,000円以上かかっている部分を考えて、最終的な判断については町にならざるを得ない部分も仕方ないのではないかなというのは当然思っていることとございます。瀧本委員いかがですか。

瀧本委員： 予算の方は分かりました。あと、もう一つの同意ですか。遺族の。何と言いましたか。

清水課長： 覚書。

瀧本委員： 覚書。その遺族への対応については、私もはっきり覚えてないのですが、総合教育会議かどこかの席で町長が「自分の方でやりたい。」という話をされていたと思うのですね。それはどうなっているのか。

清水課長： はい。当初、覚書については町長の方で遺族の所にもまいりました。話をする中で、もうその話が亀裂というか。多分町長が言うものと、遺族で話をしている中でやはり難しい状態にありまして、そこについては1回止まっている状態です。ただ、今その状態が続きますと、教育委員会としても開館をさせたいという中で、今回教育委員会の方で案を作って、町長にも中を見ていただいた上で説明をしまして、それをもって今遺族の方に周っているところです。

瀬瀬教育長： そういった現状であるということとございます。それに関連して、どうでしょうか。何かご意見がある方はお願いします。それでは特によろしいですか。

上甲学校建設： すみません。

担当課長

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

上甲学校建設： 一点、確認だけさせていただきたいです。本来私が確認すべきことではないのですが、この備考欄の「18歳以上であっても高校生の者は」のこの解釈ですが、誕生日を迎えると高校生年代でも18歳以上になる者に対する救済措置なのか。例えば、18歳以上で定時制に通っている人も学生証を持っていますが、そういう人たちも対象になるのかというのは、ここで確認をさせてください。

清水課長： 今回の「学生証の提示」というのは、定時制も含めてと考えていました。

瀬瀬教育長： はい。そういう確認でお願いします。他に。はい。

松野委員： 学生証がないと駄目だということですね。

瀬瀬教育長： はい。そうですね。

清水課長： その代わりに、学生証を持っていればというところです。

瀬瀬教育長： よろしいでしょうか。

松野委員： すみません。100円と200円と、簡単に言うと値上げみたいな形になっているのですが。今年開館してないので、どのくらいの入場者が来るのかが分からない中で、の予算立てだと思いますが、上げた分と無料にした部分とあると思うのですが、その辺の整合性というか、相殺というか。その辺の試算は当然しているのですが、いかがでしょうか。

清水課長： はい。よろしいですか。今年度は開館しておりませんので、令和5年と令和6年の大人と子どもの入館者を今の新しい料金に当てはめてみました。令和5年は大人4,246人、子どもが111人の入館者で、それを改正前の料金600円と改正後の料金350円でやったところで、改正前が258万6450円。改正後、今回800円にしたところだと、339万6800円と、差額は81万350円の増というところに

なっております。今のが令和5年です。同じく令和6年でやりますと84万9350円の増という形の料金になっております。

松野委員： はい。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： 子どもたちの来館が少なく、実質大人が多い現状があるということですね。

清水課長： はい。

松野委員： 県の施設などだとシニア割引など。「地球博物館が65歳以上は100円ですよ」など、そういう次のことは考えているのですか。

清水課長： 当然、美術館運営審議会でもその話が出ました。「今はかなりシニア料金があるのではないか。」というお話だったのですが、中川一政美術館に来る入館者自体がその年代の方がとても多くて、今そちらを値上げしてしまうと、逆に下がってしまうのではないかということがありました。今回は、これからを担ってくる子どもたちというところで、そこを無料にする。無料にして、たくさんの人に来てもらって、今後も入館していただきたいというところでシニアは諦めまして、子どもを無料にしたところがあったと思います。

瀬瀬教育長： はい。そういうことでご了承ください。他によろしいでしょうか。では無ければ質疑は終了にしたいと思います。それでは、真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、(2) 真鶴町学校運営協議会設置規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐： はい。それでは資料2をご覧ください。地方教育行政の組織及び兼係長 運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正が必要となったため改正するものです。改正箇所としましては、基本方針の承認等の

第4条第1項「第3号」その他教育委員会が必要と認める事項。こちらを「第4号」として、その上の第3号に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加いたします。こちらは法改正により、校長先生が作成する基本的な方針に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとなったため改正するものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。先生たちの働き方改革の一環として、こういった措置をしなければいけないので、その対応ということです。皆さんからご意見ご質問があればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： すみません。よく分からないので教えていただきたいです。校長が作成するという業務量管理・健康確保措置を校長が作成すると、それに対して委員会なり国なりに予算措置が取られるなど、そういうことでいいのですか。

青木課長補佐：
兼係長 校長先生が基本的な方針に含めたものが、今度コミュニティスクールの方に諮るようになってくると思います。ただ、働き方改革については町としても県の補助金を出してくださっていて、いろいろ対応していくので、併せて町としても働き方改革には必要に応じて予算は要求していく予定です。

瀧本委員： はい。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： これに改めて付くというわけではないのですね。今、働き方改革が3年間の限定で付いているけど、この業務を管理する、担当することによって、加算されるわけでは特には無いということです。町が規則を作って、学校も方針を立てて、そのチェックをこの学校運営協議会の方でしっかりやってくださいという流れになると思います。誰か追加で説明はございますか。はい。

青木課長補佐：
兼係長 施行日を載せ忘れてしまっていたのですが、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。失礼しました。

瀬瀬教育長： 施行日を載せ忘れていたということです。令和8年4月1日施行でいきたいということです。本当にすみませんでした。他にご質問等あればお願いします。

岡田委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

岡田委員： 業務量管理とありますけど、すみません。分からないのでお聞きしたいです。例えば、文部科学省からおろされてきた先生たちが授業でやらなければいけない時間数などということにも、この業務量管理という、校長が関わるができるということですか。

青木課長補佐： これとはずれてしまうのですけど。
兼係長

岡田委員： また違う。

青木課長補佐： ずれてしまいましたが、令和7年3月に県の方で働き方改革の指針を、県内市町村と一緒に声明というのですか。それを出して、その中にも時間外月45時間以内など、そういった目標を県市町で掲げているので、そういったことを、こういう先生の働く時間の時間外。「在校時間が短くなるように努力していきます」というような内容を盛り込むイメージかなと思います。

岡田委員： 了解しました。

瀬瀬教育長： よろしいですか。時間外勤務を最終目標はゼロにしましょうということですね。今はかなりオーバーしていると。現状としては。

瀧本委員： 今言った「月45時間」とは何ですか。残業時間ですか。

青木課長補佐： 残業時間です。
兼係長

瀧本委員： 45時間以内にするということですか。

青木課長補佐： 月 45 時間以内にするということです。
兼係長

瀧本委員： それが県の目標なのですか。45 時間は月でしょう。

青木課長補佐： はい。
兼係長

瀬瀬教育長： とりあえずはですね。

青木課長補佐： はい。
兼係長

瀧本委員： 県としては、1 日 2 時間以上は認めるということですか。

瀬瀬教育長： そういうことではないでしょう。

青木課長補佐： 認めるというよりは、残業を減らしていこうという。
兼係長

清水課長： 今、役場などもそうですが、月 45 時間以内で 3 月以上、それを 45 時間以上やると指導が完全に入るところもあります。今そこも多分労働基準にも関連していると思いますが、今 45 時間以内が普通の、通常時のアップーという、そういうところになっているということです。

岡田委員： 残業はしてほしくないけど、仕事の中身自体は減らすものはないということですか。今の感じだと。どうなのでしょう。

瀬瀬教育長： そこを見直ししながら減らすべきでしょうということですね。

岡田委員： そうですか。はい。分かりました。

瀧本委員： 意見です。県に言ってほしいのですが、業務量管理を校長が作成すると言った時に、校長は人事権が無ければ予算件も無いではないですか。それにも関わらず「業務量管理しろ。」という辺りが、もうは

つきり言って校長にとっては無理難題。それを上から数字で決めてきて「やりなさい。やらなかったら、何か処罰があります。」みたいな。もうそれは脅しです。「そんなことはやってほしくないです。県としても。」というのが真鶴町で意見として出ました。」と言ってください。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。校長先生自体も、なかなか就業時間ぴったりには帰れてない現状があるかと思いますが、その辺りは最終的には市町村で委員会がきちんと管理をして指導をしていく。あるいはサポートしていくことが必要かなと思います。他にいかがでしょうか。

松野委員：

今に関連するのですが、児童生徒指導でどうしても保護者対応をしなくてはいけない時間が、今は共働き家庭が普通になっていますので、授業時間中に対応するのは非常に困難な状況があるわけです。そうすると45時間の枠など、いろいろ出ていますけど、結局仕事を持ち帰るか。あるいは残って学校で処理するとなると、保護者のいる時間まで残っているのは、これはもう学校の宿命みたいなところで、なかなか難しいところがあります。そういう細かい対応はしようがないと思いますが、クレーム対応など、いろいろ。真鶴町はそんなはないと思うのですが、そういうややこしい問題が起きた時に先生方のメンタルが壊れてしまうなど、いろいろな問題が起きてきていますけど。そういうサポートするような体制やシステムというのは構築できないですか。これとは全然関係ない話になってしまっているのですが、どうなのですか。僕は退職して何年も経つのですが、「新採用で来た方が途中で学校に来なくなって、途中で退職してしまいました。」という方も、結構今年も近隣の学校ではあったような話を聞きます。せっかくいろいろな思いを持って、せっかく先生という職に就いたのに、いろいろな状況の中で職を変えていく。昨今の方はよく変えられるから、そんなに不思議なことではないのかもしれないのですが、でも、せっかくそういう意思を持って「なろう。」と思って、子どもたちのためにやってきたのだけど、現実的にその時間。ブラックなど、いろいろなことをマスコミでも騒ぎすぎなこともあるのですが、そういう状況の中で何かそういう救いを。委員会にそういうのを求めてはいけないのだけど、クレーム対応的なポジションを作ってもらおうなど。そういうことをやっていかないと、若い先生方はなかなか育っていかないのかなと。この話と全然違う話ですが、

そんなことを少し思いました。

瀬瀬教育長：

そうですね。またクレームもいろいろな種類で来るので、昔のように同じような形でクレームが来るわけではなくて、「そんなところまで言われるんだ。」ということは往々にしてあるので、本当に学校の先生はある意味本当に大変だと思います。やはり自分たちの頃も大変だったと言えれば大変かもしれないけど、また違った意味で苦労されていると思います。この前話をしましたが、来年度もたくさん管内で新採用の方が入ってきますので、辞めることなくぜひ頑張っ
て続けられるような、そんな職場にみんなですていかなくてははいけないし、みんなで応援しなくてははいけないなと思います。ありがとうございました。塩田指導主事、何かコメントはありますか。

塩田学校建設：
専任課長

はい。学校建設を当町は進めているところですが、やはりこれから新しい学校に向けて、子どもたちを中心とした学び方の改革や「まなづる未来学」も新たに検討していく中で、当然先生方の賛同ややらされ感ではなく、その教育的な学び方改革と併せて、先生方の働き方改革もやはりしっかり行っていかないとはいけないなとは強く感じているところです。一方で、先ほど松野委員がおっしゃったように、保護者は当然もう今後のことを中心に考えられますし、地域の方々は生徒指導的な視点。「道を広がって歩いている。服装がどうだ。」というところを強くおっしゃっています。クラスの中でも本当に多様化が進んでいって、例えば、静かな環境で学びたいと感じている子もいれば、もっと自由に自分の判断で学びたいという子もいたりして、そこで子どもを静かにさせようとする「管理が行き過ぎているのではないか。」という声があったり、宿題についても「もっと多くしてほしい。」という希望があったり、出すと「多すぎるのではないか。もっと子どもの主体性を。」という声があるということで、いろいろな考え方に挟まれている先生の状況も今あるのかなと思います。新しい学校づくりを進める中で真鶴町の教育、真鶴町の子どもたちをどう育てていくのかというところを、やはり学校、保護者、地域の方々としっかりと話し合いながら進めていくことが、元気に先生方に自信を持って働いていただく環境作りにつながっていくのかなと思っています。そういう視点を大事にしていきたいなと思います。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございました。それでは他にご意見が無ければ、

質疑を終了として採決に移りたいと思います。それでは、真鶴町学校運営協議会設置規則の一部改正について賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成とみなします。それでは原案のとおり決定いたしました。

続きまして、協議事項(3)と(4)は別々にした方がいいですか。

清水課長： はい。別でお願いします。

瀬瀬教育長： では(3)町議会3月定例会提出の補正予算について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。それでは、町議会3月定例会提出の2025(令和7)年度真鶴町一般会計教育費予算の3月補正予算についてご説明いたします。資料3をお願いします。資料3の上に『議案作成に関する真鶴町教育委員会の意見について(依頼)』がございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならない」と規定されており、その規定に基づき依頼があったものです。この議題を承認いただきましたら、その旨を町長宛てに通知いたします。

それでは歳入です。補正額の大きいものの内容を説明してまいります。1ページ目と2ページ目をお願いいたします。12款 分担金及び負担金、1項 負担金、5目 教育費負担金は1,124,000円の増額です。主な内容につきましては、幼稚園管外教育受託児童負担金の増額で、当初予算では管外からの園児は3人で計上しておりましたが、6人に増加したことによる補正でございます。続きまして、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、6目 教育使用料で121,000円の減額です。主な内容につきましては、公民館使用料について、今年度より公民館使用料の体系を見直し、3時間1セットで料金を取っていたものを1時間ごとで施設を利用できるようにしたことに伴いまして、使用料が減額となるものでございます。14款 国庫支出金、2項

国庫補助金、6目 教育費国庫補助金 185,000 円の減額です。主な内容につきましては、特別支援教育修学奨励費補助金について、当初は 7 人を見込んでおりましたが、3 人に減少したことにより減額する補正となっております。15 款 県支出金、2 項 県補助金、7 目 教育費県補助金 575,000 円の減額です。主な内容につきましては、地域学校協働活動推進事業補助金等の交付決定による減額補正です。16 款 財産収入、2 項 財産売払収入、3 目 生産物売払収入のうち教育関係で 708,000 円の減額です。内容につきましては、今年度、美術館は休館をしており、インターネットで図録等の販売を考えておりました。当初はそれを見越して予算計上しておりましたが、現在の美術館のホームページではインターネット販売は難しいという判断になり、売払収入がなくなったため美術館図録等売払収入を減額補正したものです。歳入の補正額合計が 448,000 円の減額で、歳入総額は 43,797,000 円となるものです。

続きまして歳出になります。皆さんにお配りした資料の中で、12 月補正の歳出の表がございます。修正の所はカラーになっております。今回の歳出補正予算の説明の前に、前回の 12 月補正教育関係経費の修正がございます。歳出の 12 月補正の資料をつけさせていただきましたので、ご覧いただければと思います。修正箇所は朱書きとなっております所で、職員人件費に係るものです。教育委員会の定例会後に、職員人件費に修正があったものです。歳出総額は 520,916,000 円となるものです。こちらは恐れ入りますが、資料の差し替えをお願いいたします。

それでは 3 月補正の歳出の説明を行います。3 ページをお願いいたします。今回の補正のほとんどが人件費の整理や、事業の確定による執行残の整理となっております。人件費関係につきましては 1 項 教育総務費、2 目 事務局費、1 項 教育総務費、3 目 教育振興費の一部。2 項 小学校費、1 目 学校管理費の一部。3 項 中学校費、1 目 学校管理費の一部。4 項 幼稚園費、1 目 幼稚園費の一部。5 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の一部が職員人件費の補正となっております。人件費以外の補正額の大きなものを中心に説明いたします。4 ページをお願いいたします。1 項 教育総務費、3 目 教育振興費は 2,414,000 円の減額です。人件費以外の主な内容につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費が人数の確定により 1,148,000 円の減額。2 項 小学校費、3 目 給食費は 2,838,000 円の減額です。主な内容につきましては、給食調理等業務委託の契約確定に伴う執行残の減額。5 ページをお願いいたします。5 項 社会教育

費、3目 文化財保護費は158,000円の減額です。主な内容につきましては、文化財登録申請資料作成委託料の契約額確定による減額。6ページをお願いいたします。5項 社会教育費、4目 町民センター費は982,000円の減額です。主な内容につきましては、町民センターの光熱費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当したため、一般財源589,000円を減額するもの。同じく、町民センター清掃委託料及び衛生空調・換気設備保守点検委託料の契約額確定による執行残の整理で393,000円を減額するものです。5項 社会教育費、5目 美術館費は27,254,000円の減額です。主な内容につきましては、当初予定しておりました美術館の改修工事を取りやめたことによる執行残27,134,000円を減額するものです。5項 社会教育費、7目 博物館費は405,000円の減額です。主な内容につきましては、4月から博物館の開館を年末年始のみとしたことにより、光熱水費が足りなくなるため、322,000円を増額するものです。6項 保健体育費、1目 保健体育総務費は250,000円の減額です。主な内容につきましては、プール開放事業完了に伴う執行残251,000円を減額するものです。歳出の補正額42,008,000円の減額で、歳入総額は478,908,000円となるものです。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。なかなか1回聞いただけでは難しいところがありますが、気になったところがあれば、少し時間取りますので見ていただいて、ご意見をいただければと思います。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 4ページにいくつかあるのですが、「人件費の整理」と書いてあるのですが、これはどういう意味ですか。補正内容等についてのところですか。

清水課長： はい。人件費の整理は、年度当初予定していた人が配置されずに削減したものや、あとは、中での異動ですね。異動に伴っての職員人件費が減ったり増えたりというところですか。

瀬瀬教育長： よろしいでしょうか。

瀧本委員： 配置されなかったというのは、されなかったのか。配置できなかったのか。

清水課長： はい。5ページの中学校もそうなのですが、募集をかけたけど、支援員の募集に手が挙がらなかったのも、ここで1名分を削減するということなんです。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。

瀧本委員： あと、「異動で整理できる」とはどういうことですか。異動ということは誰か入ってきているのですか。

清水課長： 職員については異動に伴って人件費の単価が違うなどもありますので、そういうことでの減などが関わっています。

上甲学校建設： すみません。基本的には、この人件費は前年度の実績で当初予算
担当課長 措置します。当然4月1日など、それ以降に人事異動があるので、そこでその配置される、もしくは異動された人の人件費の単価が異なってくる場合があります。人件費の場合は、予算が無くても伝票が切れてしまうので、ここで整理をしているというご理解をいただきたいです。

瀬瀬教育長： 年度当初と、当然人事異動であったり単価であったりなど違いがある中で、最終的にここで整理をして1年間を締めるということになるわけですね。

瀧本委員： ざっくり言うと、給料が高かった人がいなくなって、割と安い人が入ってきたという受け取りでいいですか。異動によるというのは。

清水課長： そうですね。去年、令和7年度当初予算を組む時と、4月1日以降の状況が。当初予算は当然「その前年度と同じ形で配置したらどうだ」という予算の組み方をしています。それが令和7年度4月1日から組み方が、人数も変わっていますので。特に教育委員会につきましては美術館の休館もありました。そこで美術館にいた職員を教育委員会事務局に1人持ってきたりなどもございます。

瀬瀬教育長： 他にご質問があればお願いいたします。

- 瀧本委員： はい。
- 瀬瀬教育長： はい。
- 瀧本委員： 6ページの美術館費か。当初予定していた美術館の改修工事。当初計画したのは、これは教育委員会ですよ。
- 清水課長： はい。
- 瀧本委員： そうでいいですか。
- 清水課長： はい。
- 瀧本委員： それを取りやめたことという。取りやめたのは、これも教育委員会ですか。
- 清水課長： はい。こちらは以前も話が挙がりました。当初こちらでは美術館収蔵庫のハロン消火設備や、燻蒸庫を解体して倉庫化をして登録美術館にする予定で予算を組んでおりました。そこが執行の段階で町長の方から「この予算、この工事は止めてください。」ということで、予算執行というところで話が挙がって、教育委員会の方だと執行を取りやめざるを得なかったというところです。
- 瀬瀬教育長： はい。気持ちは。
- 瀧本委員： 気持ちは強いです。いや。きちんと理解ができてないので聞けなのですけど。取りやめの理由とは何だったのですか。お金でしたか。
- 清水課長： あの時は予算の、もうはっきり議会の方でも言っているとは思いますが、町長が「もう予算執行を止めます。」というところだったと思います。
- 瀧本委員： 理由無しに。
- 清水課長： その理由は確か今休館して、その間に運営方針などの見直しを諮

る。諮らなくてはいけない。それまでに、ここもどういうふうになるか分からないので、工事を止めるという話だったと思います。

額額教育長： そうですね。あとは前にも説明があったかもしれませんが、お林展望公園一帯の開発というか。今後どうするかというところで、いろいろ民間企業に入ってきてもらうなど、そんなことも将来的には考えるという部分の中で、あえてここでは全分のお金については無しにしようというような判断というか。最終的には、執行権という部分で止められましたね。では、他にご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは質疑を終了します。町議会3月定例会提出の補正予算についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

委員： (挙手)

額額教育長： 賛成多数とみなします。それでは補正予算については承認という形で、町長部局の方に通知をお願いいたします。

では関連します。続いて(4)町議会3月定例会提出の2026(令和8)年度当初予算について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。それでは町議会3月定例会提出の令和8年度当初予算についてご説明いたします。予算につきましては、3月に開催する真鶴町議会において審議いただきます。本日は新規に計上されるものや増減額が大きいものについてご説明をさせていただき、例年予算計上されているものについては基本的に説明を省略いたします。資料4をお願いいたします。こちらにつきましては資料4と、後ろ側に予算書の抜粋が歳入と歳出で分かれてございます。そちらで中身についてはご説明したいと思います。

それでは歳入の予算書資料14ページになります。こちらの横開きの資料です。よろしいでしょうか。12款 分担金及び負担金、1項 負担金、5目 教育費負担金予算額2,500,000円で、前年度対比106,000円の減額です。主な内容としましては、管外一時預かり保育受託負担金183,000円の減額。管外からの園児で預かり保育の予定者が減ったことによるものです。幼稚園管外教育受託児童負担金77,000円の増額。町外に居住し、ひなづる幼稚園に通う園児の負担金で、前年に比べ負担金の単価が増となったための増額です。

瀧本委員： すみません。資料が見つかりません。

瀬瀬教育長： 今、資料4ですか。

清水課長： はい。資料4です。

瀬瀬教育長： すみません。少々お待ちください。

【資料確認】

瀬瀬教育長： はい。申し訳ございません。資料が上手く整ってないようですので、協議事項（5）を先に行かせてもらいたいと思いますが、よろしいですか。

それでは協議事項（5）2026（令和8）年度真鶴町の教育方針・重点施策（案）について、ご審議をお願いいたします。資料ナンバーは振ってございませんが、前回、前々回もお出しした案で、前から変わった所については下線を何か所か入れております。前回ご意見をいただいた分、あるいは今までのものを見直して事務局サイドで入れたものもございます。そこは下線を入れております。ここ2回ぐらい扱っておりますので、また、ここで見て最終的には（案）を取る形に今日持っていきたいなと思っております。ご意見があれば、ここで頂戴したいと思います。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 5ページの教職員の働き方改革等の推進の所で、「教職員としてのやりがいを体感でき」ということで、やりがいに視点を当ててもらって良かったと思います。ありがとうございます。お礼です。

瀬瀬教育長： もっと太い線にすれば良かったですね。他はよろしいですか。これは前も話をしましたが、来年度に全部やるというものではなくて、2030年の新しい学校に向けて、これらを一つずつ達成していきたい。そんな想いを込めた経営方針になっております。これについて今までもご意見をいただきましたので、特に質疑についてはいいですか。それでは、来年度の教育方針・重点施策（案）について賛成の方は挙

手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは原案のとおり決定いたしましたので、(案)を取った形で学校の方にも配布して、説明をしていきたいと思っております。
では、もう少し時間が必要ですか。

清水課長： すみません。

【資料配布】

岡田委員： 配っている間に。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。

岡田委員： 先ほどの教育方針と重点施策として、この文面ですごく良いなどは思いますが、「誰の目に留まり、誰が読む」という視点で考えた時にできればですが、子ども向けやシニア向けなど、もっと分かりやすい文章でほしいなというのが正直な気持ちです。みんなが理解していく。

瀬瀬教育長： はい。グランドデザインのような形でA3版に整理して、毎年ホームページには上げているのですが。ただ、どこかに行って、それを使って説明をするなど、実際には行ってないのですね。

岡田委員： ほしいなと少し思いました。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。貴重なご意見ということで、可能性を探ってみたいと思います。それでは資料作りでバタバタしてしまっ
て、申し訳ございませんでした。

では協議事項に戻りまして、(4)町議会3月定例会提出の2026(令和8)年度当初予算について、事務局から再度説明をお願いいたします。

清水課長： はい。すみません。資料が違っておりました、申し訳ございませ

んでした。

歳入から説明に入りたいと思います。1枚おめくりいただきまして、予算書資料14ページになります。左側の中段より真ん中ですね。12款 分担金及び負担金、1項 負担金、5目 教育費負担金予算額2,500,000円で、前年度対比106,000円の減額です。主な内容としましては管外一時預かり保育受託負担金183,000円の減額。管外からの園児で預かり保育の予定者が減ったことによるものです。幼稚園管外教育受託児童負担金77,000円の増額。町外に居住し、ひなづる幼稚園に通う園児の負担金で、前年に比べ負担金の単価が増となったための増額でございます。1枚おめくりいただきまして、予算書資料16ページになります。13款 使用料及び手数料、1項 使用料、6目 教育使用料は5,469,000円で、前年度対比2,401,000円の増額です。主な内容としましては、昨年休館していました中川一政美術館を7月から開館するため、美術館観覧料2,451,000円の増額をしたものです。続きまして、予算書資料22ページをお願いいたします。15款 県支出金、2項 県補助金、7目 教育費県補助金のうち教育総務関係は16,770,000円で、前年度対比15,763,000円の増額です。主な内容といたしましては、市町村学校給食費負担軽減交付金で、小学校給食の無償化に伴い増額となるもの。交付金は5,200円×11か月、児童187名で10,696,400円の増額。小学校の給食費月額5,500円で、不足の300円については真鶴町が補助となります。中学校につきましては、国は現段階で無償化としていないため、当町も無償化はせずに保護者負担の月額6,500円のうち1,000円を町から補助することを考えております。市町村立学校働き方改革加速化補助金で、令和7年度から令和9年度までの3年間の臨時的、特例的な措置として、市町村が実施する教員の働き方改革を加速させるための補助金。令和7年度は補正予算対応となっているため、4,630,000円の増額となっております。予算書資料26ページになります。18款 繰入金、1項 基金繰入金、13目 教育施設整備基金繰入金は14,796,000円で、前年度対比42,448,000円の減額です。主な内容としましては、学校建設に係る経費を繰り入れるものです。予算書資料30ページになります。20款 諸収入、4項 雑入、1目 雑入のうち教育委員会関係は4,929,000円で、前年度対比4,206,000円の増額です。主な内容といたしましては、海の学びミュージアムサポート事業補助金が3,000,000円の増額。船の科学館からの補助金で、真鶴の海や自然を実感する子ども向けの体験型事業に対するもの。美術館企画展示補助金が1,250,000円の増額。中川一政画伯の企画展を実施する際に、

民間から補助を受けるものでございます。

続きまして、歳出でございます。歳出については予算書資料と、こちらの総括表も併せてご覧いただければと思います。9款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費は1,166,000円で、前年度対比108,000円の減額です。主な内容としましては、いじめ防止対策調査会委員報酬について、開催実績が無いため科目設定の1,000円としたことによる減額。事案が発生した場合は補正予算や予備費で対応を考えております。2目 事務局費は88,804,000円で、前年度対比10,977,000円の増額です。主な内容としましては予算書資料121ページになります。教育総務事業の地域活性化企業人負担金が新規で11,780,000円の増額です。前年度も町全体で地域活性化企業人を活用しているところですが、教育委員会におきましても企業人を活用し、指導主事のサポートをしていくものです。予算書資料122ページと総括表をお願いします。3目 教育振興費は306,388,000円で、前年度対比221,742,000円の増額です。主な内容としましては、予算書資料126ページの学校建設推進事業171,942,000円の増額。2030年に開校を予定しております小中一貫教育校の建設に係る経費を事業化したもので、今年度は実施設計業務委託料214,390,000円が大きい予算となっております。続きまして学校給食事業です。昨年度は小学校費に計上されていた事業を、教育振興費に計上したもので56,619,000円が新規で増額となっております。9款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費は72,819,000円で、前年度対比17,630,000円の増額です。予算書資料は128ページになります。主な内容といたしましては小学校施設管理事業11,680,000円の増額で、硬くなった小学校のグラウンド整備工事で10,000,000円を計上するものです。2目 教育振興費3,940,000円は、前年度対比383,000円の減額です。予算書資料132ページになります。主な内容としましては、小学校教育振興事業383,000円の減額。教材費・校外活動費補助金で、保護者が負担していた教材費及び修学旅行を除く校外活動費について町が補助するところがございます。前年度ありました3目 給食費は先ほどのとおり廃目となり教育費振興費に移し替えたもので、前年度対比31,645,000円の減額となっております。続きまして9款 教育費、3項 中学校費、1目 学校管理費は39,151,000円で、前年度対比1,245,000円の減額です。予算書資料132ページになります。主な内容としましては、中学校情報教育推進事業の1,867,000円の減額。情報教育システム借上料で、長期継続で借り上げていた校務用システム必要物品が、令和8年度11月30日にリリース期間満了と

なるため機器の見直しをはかり、29,000円減額となるものです。2目 教育振興費 4,065,000円は、前年度対比 251,000円の減額です。予算書資料 136ページになります。主な内容としましては、特別教育活動費補助金で、昨年度は部活動のユニフォームを新しくしたもので、本年度はその部分が減額になったものです。9款 教育費、4項 幼稚園費、1目 幼稚園費は 50,874,000円で、前年度対比 3,059,000円の減額です。主な内容としましては予算書資料 136ページになります。幼稚園運営事業 3,628,000円の減額。園の運営方針見直しを検討していくため、支援員や用務員の人数を減らすこととしたことによる減額です。9款 教育費、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費は 41,278,000円で、前年度対比 14,319,000円の増額となります。主な内容としましては予算書資料 142ページになります。職員人件費（生涯学習）が 14,557,000円の増額。昨年度の人事異動に伴う職員人件費の増額が主なものとなっております。2目 公民館費 5,379,000円は、前年度対比 116,000円の減額です。主な内容としましては、予算書資料 144ページになります。公民館運営事業 116,000円の減額。公民館複写機借上料を教育委員会で使用しているため、教育総務事業に 287,000円を移し替えたものが主なものです。3目 文化財保護費 5,526,000円は、前年度対比 744,000円の増額です。主な内容としましては予算書資料 146ページになります。文化財保護活用事業 744,000円の増額。昨年度に文化財担当の学芸員を採用し、文化財の保護活用するための業務が増加となったため、会計年度任用職員の時間数を増加させたことによる会計年度任用職員報酬 601,000円の増額が主なものです。4目 町民センター費 16,467,000円は、前年度対比 2,349,000円の増額です。主な内容としましては予算書資料同じく 146ページになります。町民センター施設管理事業で 2,349,000円の増額。町民センター施設管理事業で冷温水ポンプ更新事業、PCB含有量分析調査に伴うコンデンサー入替等の工事増加に伴う修繕料 1,979,000円の増額。5目 美術館費 19,121,000円は、前年度対比 30,017,000円の減額です。美術館につきましては令和7年度休館としておりましたが、7月から開館する方向で予算を計上しております。主な内容につきましては、昨年度当初予定しておりました美術館施設管理事業の改修工事が今年度も実施されないため、改修工事費 27,134,000円の減額が主なものです。6目 図書館費 16,038,000円は、前年度対比 2,854,000円の減額です。予算書資料 152ページになります。主な内容としましては職員人件費、図書館費 5,824,000円の減額。こちらは職員の人事異動に

よるものです。7目 博物館運営費です。17,797,000円は、前年度対比2,271,000円の減額です。主な内容といたしましては予算書資料同じく152ページで、海の学び教育普及事業2,832,000円の増額。遠藤貝類博物館につきましては4月1日より土、日、祝日のみの営業とする予算計上をしております。海の学び教育普及事業の増額につきましては、歳入で説明いたしました船の科学館からの補助事業で、真鶴の海や自然を実感する子ども向けの体験型事業に対するものが増加しましたが、職員の人事異動により職員人件費4,830,000円の減額となったため、貝類博物館全体では減額となるものです。6項 保健体育費、1目 保健体育総務費16,029,000円で、前年度対比1,561,000円の増額です。予算書資料156ページになります。主な内容としましては職員人件費（社会体育）で1,718,000円の増額。こちらは職員の人事異動によるもの。学校等体育施設開放事業で553,000円の減額。こちらにつきましては、まなづる小学校のプールの故障により夏休みのプール開放事業ができなくなったため、監視員謝礼と医薬材料費の減額をしたものです。続きまして、各種スポーツ大会事業費306,000円の増額につきましては、令和7年度は廃止していた半島駅伝につきましては、町民参加1人につき5,000円の補助、上限500,000円を計上したため増額になるものです。2目 体育館運営費は8,206,000円で、前年度対比325,000円の増額です。主な内容としましては、町立体育館運営事業239,000円の増額。体育館受付の会計年度任用職員報酬の増額によるものです。歳出総額が713,088,000円となりまして、前年度対比197,698,000円の増額となるものです。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。なかなか資料を追っていくのが、大変だったかと思います。申し訳ございませんでした。今、増やした分あるいは来年度は削らせていただいた分を、課長から説明がございました。資料の中あるいは説明を聞いていく中で、ご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

松野委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。

松野委員： 確認なのですが、博物館は土、日、祝日の開館。平日は開けないのですか。

清水課長： はい。平日は開けない予定です。海の学校などがある時は、施設は使いますが、開館はしない形になっています。

松野委員： 一般開放しないけど、要するに、委員会等をとおして学校関係であるなど、そういうものは対応しますということですか。

清水課長： はい。します。

松野委員： それから、もう一つ。すみません。プール開放がない。故障に伴ってということで、その辺は。

清水課長： はい。プールのろ過機の配管が今年度故障しまして、そちらの調査をいたしました。調査をした中で、大体の場所は分かったのですが、そこを工事するには配管と、下手すると躯体まで全部。躯体までのかなり大きい工事になってしまうというところで、今工事ができない状態になっておりまして、プールは使用しないという決断をしました。その代わりに小学校でプールを使う際には、今、民間施設を利用しての予算計上をしております。

瀬瀬教育長： 去年はここで復活した部分がありますが、どうしてももうプールの廃止については、先が見えない部分がはっきりしていればいいのですが。他にご質問ご意見があればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 三点。一つは、地域活性化で指導主事の支援という話があったと思うのですが、具体的に、これはどういう人が来て、何を支援するのかを教えてください。

清水課長： はい。すみません。まだ人が決まっているのかも、教育課の方でも今分からない状態です。多分企業人なので、そういう方がいればなのですが、まだ教育課も誰が来るというのは、まだ分かってない状況というのが正直なところです。多分今のお話ですと、学校経験者である方をお招きしたいという話もあって、その中で指導主事の

補助をできたらという話は聞いております。まだ、どういう人かは私も承知してないところです。

瀧本委員： これはまさしく教育行政です。教育委員会が知らないで、指導主事の指導をするような人を決めていくというのは。

清水課長： はい。指導主事の補佐というところだとは思いますが。

瀧本委員： 普通の場合、学校経験者。指導主事の補佐はもう明らかに指導ではないですか。指導主事よりも多分年配の人が来るだろうから。それが少し疑問というか。本当にどうなっていくのと。それは一つ心配があります。早く分かっただらぜひ教えてほしいです。二つめは幼稚園費で人件費減ということで、先生方が減るという形でいいですか。

清水課長： 今のところは用務員の減。あと、支援員の減となっています。教員はそのままです。

瀧本委員： 回っていくということですか。

清水課長： 今、回るように幼稚園には話しています。

瀧本委員： 回るようにというのではなくて、回りますか。

清水課長： 今の予算で回ると思います。

瀧本委員： では、減額になっても回るということですね。

清水課長： そうですね。

瀬瀬教育長： それは園とは調整をしているということですね。

清水課長： 園とは、「こういうふうになります。」という話で調整はしていません。

瀧本委員： ここで決めると、園は「委員会で決まったことだから。」と受け入れるではないですか。そういう調整の仕方はやめてほしいです。やは

り納得して、実際に子どもたちを預かっている先生方がきちんとできる状況を作ってもらうことは、ぜひ確認していただきたいと思います。それから最後に一つ。美術館費で改修工事が無くなったので30,000,000円の減。もしそれで開館できるのだったら、今年度も開館できたのではないかと。そういう単純な思いがあるのですが、それはまた違うのですか。

清水課長： すみません。今年度も開館できたのではないかという質問ですか。

瀧本委員： そうです。

清水課長： 先ほどからお話が出ていた中で運営方針。美術館の運営方針の見直しも課題となっておりました。その中で、今年度かけて美術館運営審議会にも、いろいろお諮りした中で運営方針の見直しをしてきたところです。それをもって来年度運営を開始すると。今回の、この改修方針については館の開け閉めというよりかは、去年は教育委員会として「改修をして、登録美術館に登録するのだ」というつもりで、その工事を載せております。今年については、まだそこが不透明だったので登録美術館の準備はしたのですが、まだ登録美術館にはいけないので、その中で今工事はまだ計上してないということです。

瀬瀬教育長： 結局開館はできる、できないが、その改修工事をする、しないとは、実は関係ないということなのですね。

清水課長： はい。

瀧本委員： 少し頭が混乱しているのですが。執行停止にされた時の理由というのがよく分からないのですが、予算ですか。違いましたか。

清水課長： 当初予算ではつけていましたので、予算というよりかは運営方針の見直しという答弁をしていました。教育課の方にも「運営方針の見直しなどをしないと、まだ形がどうなるか分からないから、工事なども不透明だから差し止め。」という話だったのです。

瀧本委員： それで工事は差し止めで、閉館になってしまったではないですか。閉館になっているではないですか。

清水課長： 休館です。

瀧本委員： 来年度も工事は差し止め。一応スタートは。でも、開館。その違いが分からないのです。

清水課長： はい。運営方針の見直しをして、教育課の方で今回は工事の計上を当初予算としなかった。教育課でもしてなかったのですね。それは開館をするのが先だということで、まずは開館の予算計上をしました。工事をするには、6月などにはもう補助を取ったりする関係もありまして、開館する前に動かなくては行けないと。開館したら、開館を先に優先してやったので、工事をするるとまた工事期間中は休館させなければいけなかったの、来年度につきましては、まず開館をして普通に軌道に乗ってからのということで、教育課としては考えていました。

瀬瀬教育長： 釈然としないところがあるかもしれませんが。いかがですか。

瀧本委員： 納得はできませんけど。もうこれ以上課長とお話は申し訳ないけど。ぜひ違う場でしていただきたいなと思います。

瀬瀬教育長： はい。今の点でも構いませんし、他の視点でも構いませんので、ご意見を賜りたいと思います。本当に「ここは変えるべきだ。もっと加えるべきだ。」などがあれば意見を出していただいて、委員会として、ここに伝えます。はい。どうぞ。

瀧本委員： プールのことは大体分かりました。躯体までやらなくては行けないということはかなりの予算がつくと思うので。事業については民間のプールですか。そこを活用させていただくということで、それは本当にありがとうございます。できたら夏休み中も1回でも2回でもいいので、子どもたちがそこに行けるような機会を作っていたら良いかなとは思っています。以上です。

瀬瀬教育長： はい。少しそこはまた工夫して。お金も絡むけど頑張ってください。他はいいですか。では特に無ければ、採決に移りたいと思います。それでは、町議会3月定例会提出の2026（令和8）年度当初予算についてご承認いただける方は挙手をもってお願いいたします。

委員： (挙手)

瀬瀬教育長： はい。賛成多数とみなします。それでは、そのような形で町長部局に通達をお願いしたいと思います。

では、続けたいと思います。協議事項(6)(7)につきましては、真鶴町教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、人事案件ですので非公開で審議をしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。よろしいですか。

全委員： はい。

瀬瀬教育長： 異議なしとします。では、協議事項(6)(7)について、非公開の審議としたいと思います。すみませんが、人事案件になりますので傍聴の齋藤議員は退室をお願いいたします。

【傍聴人退室】

瀬瀬教育長： では、協議事項(6)真鶴町教育委員会教育長の辞職の同意についてに移りたいと思います。こちらは人事案件のため、非公開とさせていただきます。

【非公開】

瀬瀬教育長： では、非公開を解きたいと思います。本日本日予定しておりました事項については全て終了となります。事務局から何かございますか。委員の皆さんからございますでしょうか。

それでは報告事項。時間も時間ですので、本当に簡単をお願いしたいと思います。学校建設から。

上甲学校建設：
担当課長 はい。それでは学校建設関係で二点ご報告をさせていただきます。先月の定例会におきまして、議会に義務教育学校建設調査特別委員会が設置されたことをご報告させていただきましたが、その理由について、教育委員の皆様から報告するように求められていましたのでご報告をするものです。理由につきましては、「町内義務教育学校の校舎が長寿命化ではなく、新校舎建設が必要とされる根拠の確認のために説明を求めるもの」でした。現時点では理由に基づく資料

の提出要請等はなされていませんが、調査の進め方につきましては建設準備委員会議事録の分析、必要に応じて教育委員会職員以外の参考人聴取で、例として準備委員会委員や教育委員の皆様が対象となっているようです。参考までに、これまでの経過の概略と、学校施設個別施設計画を策定した際の「長寿命化には適さない」とされた根拠となる資料を財務課より入手いたしましたので、本日机上配付いたしました。後ほどご参照ください。

二点目です。1月13日から2月10日までの間、義務教育学校基本設計（案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。現在、町の考え方については一部調整中の部分もありますが、本日までその考えをまとめたものを机上配付させていただきました。まず表紙をご覧ください。提出された意見の概要及び意見に対する町の考え方の素案でございます。20人140件の意見をいただきました。その意見を概要別に分類し、回答案を現在作成している状況です。本日はその考え方につきまして、教育委員の皆様にもご意見を賜り、2月17日開催の学校建設準備委員会で報告後、正式な回答としてホームページに掲載する予定です。非常に厳しい意見もありますし、正しい情報なのかという意見もございますが、真摯に回答したいと思います。特にNo.137、138をご覧ください。39ページ、40ページになるかと思えます。まずNo.137の旨ですが、この二つのご意見は無記名による意見でしたので、きちんと回答を公表した方がいいと思っております。No.137「義務教育学校に反対。学校の形態、学年の区切りも教育委員会が勝手に決めていて、教育委員会に不信感があります」。No.138では「新しい教育長のもと、しっかりと対話できる状態になっていただきたい」など、これまでの事務局の対応の不備から教育委員会の皆様に対しまして、このような意見となってしまったことは、この場をお借りいたしましてお詫びいたします。町の考え方については記載のとおりでございますが、本日一度お持ち帰りいただき、中を熟読していただいて「ここはもっとソフトにした方がいいのではないか。」など、ご意見がありましたらメール等で結構ですので、一報いただければと思います。よろしく願いいたします。報告は以上となります。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。かなりボリュームがあるので、読みこなすには少し時間かかるかなと思います。今、上甲課長からの説明でご質問等があれば、ここで承りたいと思います。

瀬瀬教育長： 配布されている資料等をお読みになって、まだ内容が分からない、難しい部分があれば遠慮なく問い合わせをしてもらえればと思いますので。お願いします。上甲さんもいいですか。

上甲学校建設： はい。後日でお願いいたします。
担当課長

瀬瀬教育長： では通常通り、報告事項に入ってきます。もう本当に短くしてお願いします。

青木課長補佐： はい。まず学校教育で2月です。本日、定例会です。
兼係長 裏面、3月をご覧ください。3月は4日に教育委員会臨時会を開催させていただきます。7日に教育を語り合う会のお披露目会を開催します。詳細はチラシが出来次第、委員の皆様にもメールでお知らせいたしますのでお待ちください。11日が午前10時から中学校の卒業式、19日が午前10時15分から小学校の卒業式、20日が幼稚園の卒園式となっております。小中学校の卒業式、幼稚園の卒園式のご案内が来ましたら皆様にもメールでお渡ししますが、幼小中卒業式、卒園式に参加される方がいらっしゃいましたら、教頭先生にまとめて参加者の報告をしようと思いますので、青木までご連絡をお願いします。25日が修了式。26日が教育委員会の年度内最後の定例会となっております。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。では社会教育をお願いします。

大竹係長： 2月です。表面をお願いいたします。本日までに行われた内容につきましては記載のとおりでございます。14日土曜日には子育て学級。15日には「秘密基地づくり」と、博物館事業でビーチコーミングを予定しています。18日に学校開放団体説明会を開催する予定でございます。22日には、小中学校グローバル人材育成事業の中学2年生を対象とした第1回目の事後研修を予定しています。26日には成人学級の社会見学を予定しています。
裏面をお願いいたします。3月でございます。博物館事業として1日に「岩地区の海から山へ探検しよう」と題して自然こどもクラブを、7日には「ひものづくり&プランクトン観察会」を内容とした海さんぽを予定しております。8日には美術館『館蔵品鑑賞会』。11日には、小中学生グローバル人材育成事業の中学2年生を対象にした

第2回目の事後研修を予定しております。21日には、昨年度に引き続き「モデルロケット教室」を予定しています。23日には今年度最終の文化財審議委員会を予定しています。29日には『まなづるの学芸員たち』と銘打ちまして、博物館学芸員、美術館学芸員、さらには文化財の学芸員3人による講演会を予定しております。以上でございます。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。質問等はございますか。よろしいでしょうか。本日は、本当に長くなってしまって申し訳ございませんでした。

それでは、これで全ての案件が終わりましたので、これをもちまして2月の教育委員会定例会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

全委員：

ありがとうございました。